6.1 6.2に規定する場合を除くほか、二千年一月一日以後に建造された船舶の焼却炉又は二千年一月一日以後に船舶に設置される焼却炉は、付録Ⅳに定める要件を満たすものとする。この第十六規則が適用される焼却炉は、国際海事機関の作成する船上焼却炉に係る標準仕様を考慮して主管庁が承認する。

6.2 主管庁は、二千五年五月十九日前に船舶（当該船舶の旗国の主権又は管轄の下にある水域における航海にのみ従事する船舶に限る。）に設置された焼却炉について、6.1の規定の適用を除外することを認めることができる。

7 6.1に定める要件に従って設置された焼却炉には、当該焼却炉の製造者が作成する操作手引書であって、装置に保管されることとなっており、かつ、付録Ⅳ2に定める範囲内で焼却炉を操作する方法を説明するものを備える。

8 6.1に定める要件に従って設置された焼却炉の操作について責任を有する者は、当該焼却炉の製造者が作成する操作手引書であって、7の規定によって要求されるものに規定する手引を実施することができるように訓練されなければならない。

9 6.1に定める要件に従って設置された焼却炉については、燃焼室のガスの出口温度は、装置が稼働しているときはいつでも監視する。焼却炉が連続的な投入形式のものである場合において、燃焼室のガスの出口温度が摂氏八百五十度を下回るときは、廃棄物を投入してはならない。焼却炉が一括した投入形式のものである場合には、燃焼室のガスの出口温度が稼働開始の後五分以内に摂氏六百度に達し、その後は、摂氏八百五十度を下回らない温度で安定するよう設計する。

第十七規則　受入施設

1 締約国は、次のニーズに応ずるために十分な施設が設けられることを確保することを約束する。

1.1 自国の修理港を利用する船舶のニーズであって、当該船舶から搬出されたオゾン破壊物質及び当該物質を含んでいる設備の受入れに関するもの。この場合において、当該船舶に不当な遅延を生じさせてはならない。

1.2 自国の港、係留施設及び修理港を利用する船舶のニーズであって、排ガス浄化装置からの残留物の受入れに関するもの。この場合において、当該船舶に不当な遅延を生じさせてはならない。

1.3 船舶解撤施設におけるニーズであって、船舶から搬出されたオゾン破壊物質及び当該物質を含んでいる設備の受入れに関するもの

2 締約国の特定の港又は係留施設が、国際海事機関の作成する指針を考慮して、1に定める物質を管理し、及び処理するために必要な産業基盤から遠くに存在するか又は当該産業基盤を有さず、したがって、これらの物質を受け入れることができない場合には、当該締約国は、当該港又は係留施設について同機関に通報し、同機関は、すべての締約国及び同機関の加盟国がそのような情報を了知し適当な措置をとるよう、これらの国に対し当該情報を回章に付することができる。当該情報を同機関に提供した締約国は、当該物質を管理し、及び処理するために利用可能な受入施設のある当該締約国の港及び係留施設についても同機関に通報する。

3 締約国は、この第十七規則の規定によって設けられる施設が利用することができないか又は不十分であるとの申立てがあった場合には、そのすべての申立てを国際海事機関に通報するものとし、同機関は、当該申立てをその加盟国に通報する。

第十八規則　燃料油の利用可能性及び品質

1 締約国は、この附属書の規定に適合する燃料油の利用可能性を促進するためすべての妥当な措置をとるものとし、この附属書の規定に適合する燃料油の当該締約国の港及び係留施設における利用可能性について国際海事機関に通報する。

2.1 船舶がこの附属書の規定に適合する燃料油についての基準を遵守していないことを締約国が認めた場合には、当該締約国の権限のある当局は、当該船舶に対し次のことを要求する権利を有する。

2.1.1 遵守を達成しようとしてとられた措置の記録を提示すること。

2.1.2 航海計画に従ってこの附属書の規定に適合する燃料油を購入しようとしたこと、予定されていた場所において利用することができなかった場合には当該燃料油の代替購入先を発見しようとしたこと及びこの附属書の規定に適合する燃料油を利用するための最善の努力にもかかわらず当該燃料油を購入することができなかったことに関して証拠を提供すること。

2.2 船舶は、この附属書の規定の遵守を達成するために当該船舶の航海計画を変更し、又は不当に航海を遅延させることを要求されるべきではない。

2.3 船舶が2.1に規定する情報を提供する場合には、締約国は、とるべき適当な措置（規制措置をとらないことも含む。）を決定するため、すべての関連する状況及び提示された証拠を考慮に入れる。

2.4 船舶は、この附属書の規定に適合する燃料油を購入することができない場合には、自国の主管庁及び関係する港の権限のある当局に通報する。

2.5 締約国は、船舶がこの附属書の規定に適合する燃料油を利用することができなかった証拠を提示した場合には、国際海事機関に通報する。

燃料油の品質

3 この附属書が適用される船舶に燃焼することを目的として供給され、及び当該船舶において使用される燃料油は、次の要件を満たすものとする。

3.1 3.2に規定する場合を除くほか、燃料油は、

3.1.1 石油を精製することによって得られる炭化水素の混合物とする。ただし、性能の一部を向上させることを目的とした少量の添加剤の混入は、妨げられない。

3.1.2 無機酸を含んではならない。

3.1.3 次の添加物質又は廃化学物質を含んではならない。

3.1.3.1 船舶の安全を害し、又は機関の性能に悪影響を及ぼすもの

3.1.3.2 乗組員に有害であるもの

3.1.3.3 全般的に更に大気汚染を進行させるもの

3.2 石油を精製すること以外の方法によって得られる燃焼することを目的とする燃料油は、

3.2.1 第十四規則に定める硫黄の含有率を超えてはならない。